

22日獣発第144号

平成22年8月10日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

(公印及び契印の押印は省略)

新公益法人制度移行に向けての対応等について
(内閣府公益認定等委員会との協議及び本会総務委員会における検討状況等)

本件につきましては、各地方獣医師会におかれましても本年度事務・事業の重要課題として位置付けられ、鋭意円滑な移行に向けてご尽力いただいているところと思料いたします。

このような中で、新潟県獣医師会及び大阪市獣医師会におかれては、逸早く公益認定を受けられたこと。そのご努力に敬意を表する次第であります。

さて、新公益法人制度関連三法が施行され1年7ヶ月が経過したところでありますが、今般、内閣府公益認定等委員会から、同一資格者団体の公益認定申請に当たっての留意事項等について説明の機会を得るとともに、本会との意見交換の機会を得たところです。

一方、本件の本会及び地方獣医師会における取り組みの方向の要点につきましては、理事会等における協議の結果等を踏まえ、随時、地方獣医師会に伝達してきているところでありますが、本会職域総合部会総務委員会において各地区地方獣医師会から提出いただいた取り組みの現状と課題について、今後の取り組みの方向を協議したところであります。

今回、以上の2点についての説明・協議の経過と今後、地方獣医師会において取り組みを進めるに当たっての要点等の事項を下記のとおり整理したところです。

なお、地方獣医師会が公益認定申請を行う上で課題として懸念されておられる本部と支部等の組織の一体性の確保や狂犬病予防対策事業の公益目的事業としての位置付けの件につきましては、これまで数次にわたり対処の方策等を通知してきたところではありますが、今回、通知させていただく下記の事項においては、このことを含め、課題解決のためのポイントを整理したところでもあります。

つきましては、下記の事項に十分にご留意いただき貴会における検討・協議に資していただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1 内閣府公益認定等委員会の説明・意見交換関係

(1) 内閣府公益認定等委員会委員との情報交換会の議事概要・・・**別冊資料1**

(2) 情報交換会におけるやりとりは、前記(1)議事概要に整理したところですが、内閣府公益認定等委員会からは、これまでの審査体制を改め、申請者の立場に配慮し「柔軟かつ迅速」な対処に心がけることとしたこと。また、獣医師会と性質を同じくする同一資格者団体の公益認定申請のポイントが示されるとともに、意見交換において本会の質問事項に対する回答がなされたところでもあります。前記(1)の議事要旨の内容を踏まえ、公益認定申請に向けて必要に応じての組織及び事務・事業体制の整備に取り組まれるようお願いいたします。

2 職域総合部会総務委員会の協議・検討関係

(1) 職域総合部会第10回総務委員会の議事概要・・・・・・・・・・**別冊資料2**【略】

(2) 職域総合部会第10回総務委員会資料・・・・・・・・・・**別冊資料3**【略】

(3) 公益法人協会セミナー等関係資料(第10回総務委員会資料)・**別冊資料4**【略】

(4) 委員会においては、地方獣医師会が公益認定申請を行うに当たって当面の大きな懸案とされていた、①本部と支部等組織の一体的運営の確保。②狂犬病予防対策関係事業の地方獣医師会の公益目的事業としての位置付けを焦点に論議を行ったところです。本件対処に当たっての基本的考え方は、前記(2)の資

料 (別冊資料3) の資料一覧の「(2)本部と支部等組織の関係の考え方 (平成22年2月18日：日本獣医師会)、39～40頁」及び「(5)地方獣医師会の狂犬病予防推進事業の公益目的事業適合要件の考え方 (平成22年2月18日：日本獣医師会)、46～48頁」に既に整理したところでありますが、今回、本部と支部等組織の一体的運営の確保の件については、理解の進展に資するため、更に「(3)本部と支部等組織の経理 (経理の一体化における会員会費等の流れのイメージ)、41頁」を作成するとともに、「(4)公益認定等委員会によるFAQ (支部等の組織・負担金関係部分)、42～45頁」を添付したところです。

- (5) どうか、本部と支部等の組織の一体的運営の確保と狂犬病予防対策関係事業の公益目的事業としての位置付けにつきましては、特に、前記(4)の(2)から(5)の資料とともに、前記(1)の委員会議事概要を十分にご理解いただいた上で公益認定申請に向け必要に応じて、組織及び事務・事業体制の整備に取り組まれるようお願いします。

3 獣医学術地区学会事業及び地区獣医師大会事業関係

現在、各地区ごとに開催されている地区学会及び地区獣医師大会につきましては、今後、地区学会については名称を獣医学術地区学会と改めた上で、それぞれ、獣医学術地区学会事業（各地区別の獣医学術地区学会の開催・運営等）及び地区獣医師大会事業（各地区別の地区獣医師大会の開催・運営等）として開催を担当する地方獣医師会の主催する公益目的事業（当該地区の主催地方獣医師会以外の地方獣医師会は共催の立場）として改めて位置付けることの要点等につきましては、すでに平成22年4月14日付け22日獣発第16号により詳細を通知しておりますので、再度ご確認等いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

内閣府公益認定等委員会委員との情報交換会の議事概要

1 日 時： 平成22年7月22日(木) 15:00～17:00

2 公益認定等委員会出席者：

(1) 内閣府公益認定等委員会

海東英和委員、委員会事務局 小八木大成企画官ほか

(2) 公益財団法人 公益法人協会

太田達男理事長ほか

(3) 社団法人 日本獣医師会

大森伸男専務理事、藤野裕二事務局次長

3 説明等の要点：

(1) はじめに

ア 新公益法人制度関連三法が施行され1年7ヶ月経過したが、特例民法法人のうち、これまで移行認定・移行認可のいずれかの申請を行った法人は、まだ3%にすぎない。

イ 本日、行政刷新大臣から別紙の声明を発出したが、認定・認可の審査事務は「柔軟かつ迅速」をモットーに、相談体制も整備し、申請者側の立場に立った審査を旨としてスピーディーに行うこととした。できるだけ早期の申請をぜひともお願いしたい。

ウ 内輪の話をさせてもらえれば、特にこれまでの内閣府の審査事務体制のあり方には全面的に反省している。大変ご迷惑とご心配をお掛けした。この春の人事異動で不適切な担当者は総入れ替えを行った。これからは、申請者の立場に立った審査を心がける。公益認定等委員会の7人の委員もすべて交替し人身一新した。

エ 専門職等により組織される同一資格者団体の公益認定申請の要点は、大きく次の2点に集約されると考える。一般的な経理の基盤については、現状で主務官庁の指導監督を受けてきて特段の問題を起こしていないということであれば、過剰な心配を行うことは要しない。自信を持って自己の法人の公益性のポイントを押さえて説明してもらいたい。

(ア) 一つは、公益認定基準が18ある中で特に、法人事業の公益性については、説明のポイントを押さえて明確に行うこと。

(イ) 一つは、移行認定申請書の作成において、特に次の3点に留意すること。

a 別紙2の「法人の事業について」において、公益目的事業の事業内容についての公益性（不特定多数の者の利益の増進）の説明をしっかりと行うこと。

b 別紙3の「法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について」関係

(a) 別表Cの(2)の控除対象財産（認定規則附則2項・7項）について、財産の用途が定まっているかを明確にした上で控除対象財産の説明・仕分けを十分に行うこと。

(b) 別表Gの「収支予算の事業別区分経理の内訳表」について、各科目経費・費用のフローの明確化を行うこと。

(2) 同一資格者団体が認定申請に当たり、特に留意すべき事項

ア 同一資格者団体の事業については、会員会費を活動原資とすることもあり、法人の個々の事業が、公益目的か共益目的か絞り込みが難しい面はあると思うが、自信を持って明確に公益性（社会利益の追求）を行うための事業としてチェックポイントを押さえて説明すること。

イ 特に、専門職（同一資格者）を会員とする団体の場合、専門性を活かし（例えば学術の向上、人材育成、普及・啓発活動）広く社会の利益を生み出すことが事業の目的である旨を明確化することが肝要となる。

ウ 社会利益（公益）か身内の利益（共益）どちらを優先するか、どちらに比重を置くのかが問われることとなる。要は誰に最終利益が生じることになるのかがポイントとなる。

公益優先を明確にするために必要ならば現事業の仕組みを変える努力が求められる。法人が公益法人としての立場をとるという意識をかためて、今回の制度改革をバネにしてもらいたい。

エ 個々の事業についての内閣府公益認定等委員会公益認定等ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）適合における留意事項は次のとおりである。

(ア) 研修会関係事業：ガイドラインの参考の第2の1の(3)講座、セミナー、育成の項を参照のこと。

a 対象が一般に開かれているかがポイント。

b 例えば、人材育成のための講習会事業や研修会の参加を会員に限定する場合はアウト。同一資格者に限定するのは差し支えないがオープン参加を建前とし、非会員との区別化が必要となれば、非会員について合理的範囲での参加費の格差を設けること。

c ガイドライン等の策定の目的、それがどのように使われるのかを明確にすることが必要で、例えば基準を定めて職業倫理の高揚を図るとすることなどはOK。

d ただし、基準を定めるに当たっては独禁法との関係に配慮することが求められる。

(イ) 調査・研究・提言関係事業：ガイドラインの参考の第2の1の(6)調査、資料収集の項を参照のこと。

a 結果の公表と社会での活用（特に普及・啓発）を図るのが前提でありポイントとなる。

業績が人材育成や普及啓発に結びつくことが必要。また、これらを専門的知見として提言し施策推進につなげる。これが社会利益となるとのストーリー展開の説明が求められる。

b 調査・研究等の成果を提言に結びつける場合の考え方としては、(8)キャンペーン、〇〇月間の項を参照すること。特に社会への普及・啓発を行うことと、要望の内容がオープンになっていることもポイントとなる。

4 日本獣医師会の質問に対する公益認定等委員会の説明の要点：

(1) 収支相償をクリアする上でどのようなことに留意すべきか。

ア 収支相償は、公益目的事業で生まれた余剰金は公益目的事業に再投下すべきという考え方に基づき収支相償の基準が設けられている。

イ 収支相償の第一段階は、各事業単位で剰余金が発生した場合、剰余金の額を将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備金として計画的に積み立てることにより収支相償の基準を満たすものとされる。

また、収支相償の第二段階は、法人の公益活動全体の収支に剰余金が発生した場合、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金(資産取得資金)への積み立てを行うか当期の公益目的保有財産の取得に充てることにより収支相償の基準を満たすものとされる。

ウ 以上に留意する必要がある。

(2) 「将来の収支の変動に備えて積み立てる財政基盤確保の資金（基金）と遊休財産との関係」についてどのように考えればよいか。

ア 過去の実績や事業環境の見通しを勘案して活動見込みや限度額の見積もりが可能ならば特定費用準備金として遊休財産額から除外できる（FAQ問V-4-④参照のこと。）とされているが、特定費用準備金として認めてもらうためには、具体的計画性等の明示が求められる。

イ それよりも、控除対象財産の1号財産（公益目的保有財産）か2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産として特定資産に計上し、運用益を事業費又は管理費に充てる形にする方がよいのではないか。

(3) 獣医師会においては、狂犬病の予防注射をはじめとする狂犬病予防対策を自治体との委任契約の下で公益目的事業として実施しているが、当該事業実施に伴い想定される副作用事故等に備えた事故補償の積み立てを行っている。当該積立金と特定費用準備金との関係をどのように整理しておいたらよいか。

ア 特定費用準備金は将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となる。（FAQ問V-3-④を参照のこと。）

また、同種のリスク準備積立金に関しては「地震、火災等災害時に備えての積立金は、その資金の目的である活動をいつ行うのかという具体的な見込みを立てられないので特定費用準備金の要件を満たすのは困難」（FAQ問V-3-⑤を参照のこと。）という見解が示されている。

イ 一方、狂犬病予防推進事業において発生した副作用等の事故補償のための積立金は、具体的な事業の実施に伴うリスクに対する備えなので特定費用準備資金に頭から該当しないとは言えないと思うが、事故補償というあらかじめ支出計画が明確なものでないことから特定費用準備金として認めてもらうには難しいものにとらえた方がよい。

ウ むしろ、資金の一定額を控除対象財産の1号資産（公益目的保有財産）として特定資産に計上し公益目的事業である狂犬病予防推進事業における事故補償に充てるとするとともに、毎年度の事業において一定額を当該年度に必要な額として計上し、結果として支出しなかった分については、これも逐次、公益目的保有財産として積み立てるという手法が良いと考える。

行政刷新

公益法人の皆さまへ



内閣府特命担当大臣 蓮舫

蓮舫です。内閣府特命担当大臣(行政刷新)として新公益法人制度を担当しております。

公益法人は、「民」の立場で公益活動を担う主体として、これまでさまざまな分野で民間ならではの創意工夫に富む活動に取り組み、国民生活のサポートや文化の発展などに大きな役割を果たしていただいています。そのような活動に日々従事している皆さんに心から敬意を表したいと思います。

すでに皆さまもご存じのように、公益法人制度については、民法制定以来 100 年以上を経て初めての大改革が現在進められています。従来の公益法人(特例民法法人)は、2013 年 11 月末までに新しい制度に移行していただくことになっています。また、新たな制度の下で生まれた「一般社団・財団法人」は、「公益認定」にチャレンジできるようになっています。

私は、公益認定等委員会と協力して、「柔軟かつ迅速」をモットーとしてこの移行等の審査を行いたいと考えています。各法人の活動を十分に理解した上で、法人の皆さまの協力も得て、申請から 4 か月を目

早めの移行申請をお勧めします

安としてスピーディーに審査を進めることを目標にすえています。

その結果、新制度に合わせて衣替えした新しい公益法人がすでに誕生していますが、現在申請に向けた準備、検討を進めていただいている法人の皆様への相談などのサポートの充実にも取り組んでいきたいと考えています。外部の専門家の協力を得た相談会の開催や、申請に役立つ情報提供などにより、申請に当たっての皆さまの疑問や心配にお答えできるよう、取り組みを進めています。

各法人の内部手続などの都合もありませんが、2013年の期限ぎりぎりではなく、できるだけ早めにご申請いただくと、審査がスピーディーに進みます。ぜひこの機会に早期の申請をご検討いただければ幸いです。皆さまの積極的な取り組みをお願いいたします。

政府は現在、事業仕分けを通して国からの補助金や天下り役員などを受け入れている一部の法人に対しては厳しくそのあり方を問い直していますが、一方、公益法人に本来期待される「民」による公益の増進については、これを積極的に応援し、その取り組みを加速させていきたいと考えています。どうか、皆さまのご理解といっそうのご活躍を心からご期待申し上げます。

2010年7月22日